

## 【参考資料 3】

### 「避難所使用範囲と使用方法の決定」に当たっての留意点

「避難所使用範囲と使用方法の決定」は、施設管理者（校長・副校長・教頭）と避難所運営委員会が協力して作成することが重要です。

必要となるスペースを配置する際は、避難者の移住スペースや避難所運営に必要なスペースを設定するとともに、教育活動の再開を見据えて開放する部分とそれ以外の部分を明確に区分することが重要です。

#### 1 必要となるスペースの配置を計画する際の留意事項

- (1) 避難者の居住スペースは、避難者一人当たりの必要な広さ（概ね2㎡程度、感染症流行下においては概ね4㎡程度）と通路を確保できるように計画し、各室の収容可能人数を把握しておくことが望ましい。
- (2) 避難者の生活に必要な洗面、トイレ等を定めておくとともに、必要に応じ、これらを仮設するための場所を想定しておくことが望ましい。
- (3) 要配慮者（介護が必要な高齢者等）の専用スペース（福祉避難室等）を確保することが重要です。当該スペースは、多機能トイレからの位置が近く、寒さ、暑さの対策が取りやすい場所に配慮することが望ましい。
- (4) 感染が疑われる者の専用スペースは、一般の避難者の居住スペースから離れた場所に計画することが望ましい。
- (5) 運営本部やミーティング、救護等のための運営スペースは、可能な限りまとまったエリアに設定し、避難者の居住スペースとは可能な限り明確に区分することが望ましい。
- (6) 救護物資の配給のためのスペースや情報伝達のための掲示・連絡スペースは、体育館入口など避難住民以外の被災者の利用も考慮した位置に設置することが望ましい。また、避難住民と避難住民以外の被災者の動線を分けることは、物資の配給時等の混乱を避ける効果がある。
- (7) 避難者の人数は、災害の程度や時間経過によって変化することを考慮し、開放する居住スペースの順序を定め、段階的に順次開放・縮小していくことが望ましい。
- (8) 炊き出しを実施する場合は、「家庭科室、給湯室などの調理設備がある場所」で行うことが望ましい。  
※給食室内調理機器の使用には、専門的な技能を要するため、給食室では行わない。

#### 2 教育活動の再開を見据えた開放スペースの設定

- (1) 校長室や職員室等のように、情報管理等の観点から避難者に開放すべきでないスペースもあることから、一般開放しないスペースを定めておくことが重要である。
- (2) 避難所の居住スペースとしていったん開放した居室を変更することには負担が伴う場合が多いことから、避難者の人数に応じてスペースを段階的に開放することが重要である。
- (3) 避難生活と教育活動が同居する場合を想定し避難所エリアと教育活動エリアを分離するとともに、両者の動線が交錯しないようにしておくことが重要である。教室を開放する場合は、特別教室（図書室・多目的室・保健室等）・普通教室の順で開放することが望ましい。その際、特別教室（図書室・多目的室・保健室等）・普通教室の備品及び児童生徒の私物等の管理・整備を行うとともに可能な限りスペースを確保するために机・イスを廊下に出すなどの工夫をする。

## 千葉市立〇〇学校避難所使用範囲と使用方法の決定（作成例）

- 1 この避難所として使用できるスペースは、以下のとおりとする。  
 （※災害の規模、避難生活の期間等により範囲等に変更します。）

| 区分           | 指定場所   | 備考  |
|--------------|--|---|
| 1 居住スペース     | ・特別教室（50）<br>普通教室（260）<br>※収容人数を超えた場合は体育館を使用 | ・体育館で受付を済ませた後、特別教室、各教室に移動<br>・1部屋の収容人数10人<br>・開設順は以下の通り<br>・多目的室→第2図書室<br>→第2音楽室→音楽室<br>→国際理解ルーム<br>1階：ひまわり2 → ひまわり1<br>2階：1の1 → 3の5<br>3階：5の1 → 4の1<br>増築棟：2の1 → 2の5 |
| 2 避難所運営本部    | 体育館  |   |
| 3 委員等控室      | 会議室  | 運営委員、ボランティア等の控室   |
| 4 情報通信室      | 事務室  | 電話、FAX、地域防災無線、市ネットワーク PC 設置場所   |
| 5 応急救護室      | 保健室<br>カウンセリングルーム                            | 応急医療活動ができる空間  |
| 6 情報掲示板      | 体育館  | 避難者に伝えるべき情報を掲示  |
| 7 福祉避難室      | 図書室  | 高齢者等の要配慮者支援用  |
| 8 ペット避難場所    | 屋外<br>日陰になる場所                                | 居住スペースと分ける  |
| 9 更衣室        | 職員用更衣室                                       | 男女別に透けて見えない場所   |
| 10 授乳室       | のびのび   | 乳幼児への授乳、休息等   |
| 11 物資集積場所    | 体育館  | 受入れおよび管理がしやすい場所   |
| 12 物資配付場所    | 体育館  | 分散避難者への配布場所も確保  |
| 13 ごみ集積場所    | 東昇降口脇倉庫                                      | ごみ収集車が利用しやすい場所  |
| 14 給水場（1）    | 給食室  | 飲料水、生活用水を供給する場所<br>※自炊、炊き出しはしない。  |
| 15 給水場（2）    | 受水槽  |   |
| 16 緊急用駐車場    | 職員玄関来賓用スペース                                  | 緊急車の駐車場所  |
| 17 臨時遺体安置所   | 外倉庫  | 搬出が容易な場所  |
| 18 災害時用公衆電話  | 玄関（配線設置場所）                                   | 専用回線の設置場所   |
| 19 仮設トイレ設置場所 | 体育館脇（マンホール型）<br>校庭体育倉庫脇                      | 女性、高齢者、障害者への配慮  |
| 20 調理室       | 家庭科室   | 湯沸かし、自炊、炊き出し  |
| 21 相談室       |  | 避難所生活、当面の生活等の相談   |
| 22 洗濯場       | 校舎前  | 生活用水が確保しやすい場所   |
| 23 物干し場      | 校庭、屋上  | 日当たりのよい場所 ※女性に配慮  |
| 24           |  |   |
| 25           |  |   |
| 26           |  |   |
| 27           |  |   |
| 28           |  |   |
| 29           |  |   |
| 30           |  |   |

## 2 立入禁止区域

- ・以下のスペースは立入禁止区域とします。

| 区分     | 指定場所    | 備考         |
|--------|---------|------------|
| 立入禁止区域 | 校長室、職員室 | 立入禁止の表示をする |

## 千葉市立〇〇学校避難所使用範囲と使用方法の決定

- 1 この避難所として使用できるスペースは、以下のとおりとする。  
(※災害の規模、避難生活の期間等により範囲等に変更します。)

|    | 区 分 | 指定場所 | 備 考 |
|----|-----|------|-----|
| 1  |     |      |     |
| 2  |     |      |     |
| 3  |     |      |     |
| 4  |     |      |     |
| 5  |     |      |     |
| 6  |     |      |     |
| 7  |     |      |     |
| 8  |     |      |     |
| 9  |     |      |     |
| 10 |     |      |     |
| 11 |     |      |     |
| 12 |     |      |     |
| 13 |     |      |     |
| 14 |     |      |     |
| 15 |     |      |     |
| 16 |     |      |     |
| 17 |     |      |     |
| 18 |     |      |     |
| 19 |     |      |     |
| 20 |     |      |     |
| 21 |     |      |     |
| 22 |     |      |     |
| 23 |     |      |     |
| 24 |     |      |     |
| 25 |     |      |     |
| 26 |     |      |     |
| 27 |     |      |     |
| 28 |     |      |     |
| 29 |     |      |     |
| 30 |     |      |     |

## 2 立入禁止区域

- ・以下のスペースは立入禁止区域とします。

|  | 区 分 | 指定場所 | 備 考 |
|--|-----|------|-----|
|  |     |      |     |